

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）において開示しないこととした部分のうち、別紙に掲げるものについては、開示することが適当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成28年7月21日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成22年度以降に〇〇県民局環境課において〇〇〇〇〇〇〇〇〇組合に関する開示請求及び相談した件について、日付、年月日のわかるもの記録すべて。申請者がかかわった情報に限る。①開示請求書（以下「文書1」という。） ②公文書一部開示決定通知書の写し（以下「文書2」という。） ③相談記録（対応記録）（以下「文書3」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成22年度以降に〇〇県民局環境課において〇〇〇〇〇〇〇〇〇組合に関する開示請求及び相談した件について、日付、年月日のわかるもの記録すべて。申請者がかかわった情報に限る。①文書1 ②文書2 ③文書3」と特定した上で、文書1及び文書2のうちの一部に条例第7条第2号に該当する非開示情報が含まれていること並びに文書3のうちの一部に条例第7条第2号又は第5号に該当する非開示情報が含まれていることから、当該情報を非開示とする本件処分を行い、平成28年8月1日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成28年8月10日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成28年10月18日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、一部開示決定を破棄して、印影・法人・個人の名称を除く全部開示を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求の主たる趣旨は、平成27年6月17日において、受注者でありDBO方式で設計施工運営提案型公共事業を請け負った「A社」が「無害化処理施設の図面はなかった。」と証言したことに基づき、当該処理施設が図面として提出された日時を特定するためである。

開示請求を〇〇県民局で何回か行っているが、その中の最初のものであったと記憶しているが、そのものの開示がされていない。審査請求人の名前で開示請求したのは平成26年10月だが、それ以前に他の者と開示請求を行っている。開示されない理由が、公文書に私の名前がないから私の情報ではないという判断をされたということである。公文書に「(同席1名)」若しくは「(ほか1名)」と記載されてあることに対して、私に一切の過失はない。記載する側の職務に瑕疵があったことが開示されない理由となることについては、職務専念義務違反であり、違法がある。

実施機関が条例第7条第5号に該当するとして非開示とした情報について、弁明書に記載のある、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれや特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれあるいはこれに類するものすべての懸念など皆無である。

県民の間にはどのような混乱を生じさせるおそれがあると認識されているのか。あわせて本件において不当な利益を与えられる者とは誰なのか明らかにされたい。

県民の知る権利と、行政庁の裁量範囲を比較衡量した場合、県民に開示を行う利益は認められるが、開示をしないとされることに合理的理由はない。

文書を作成された時点では不確定な情報とは何か。具体的な内容も知らされずに非開示とされた場合、機会の付与はあっても、実際にはこれに反論する術はない。

併せて「職員の個人的意見」の記載があるが、事実誤認の違法がある。公務員たるものは憲法を遵守すると宣誓し、職務に専念する義務を負う立場にある。率直な意見の交換や意思決定の中立性を阻害するおそれなど皆無である。

廃棄物に係る無害化処理の方法について県民がこれを検証する場合において、当該行政庁における公務員の率直な意見の交換若しくは意思の決定の中立性が不当に損なわれるおそれとはなにか。明らかにされたい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件処分において、次の部分を開示しない部分とした。

①文書1における個人名、住所及び電話番号（以下「開示しない部分①」という。）

②文書2における個人名（以下「開示しない部分②」という。）

③文書3における個人名、特定の個人を識別できる情報（以下「開示しない部分③」という。）

④文書3における環境課内部の協議記録（今後の方針等不確定な情報）（以下「開示しない部分④」という。）

これらのうち、今回の審査請求により開示を求められている部分（開示しない部分①及び開示しない部分③のうち個人名を除く部分並びに開示しない部分④）を本件処分において非開示とした理由は、次のとおりである。

#### 1 開示しない部分①及び開示しない部分③のうち個人名を除く部分について

条例第7条第2号によると、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、同号イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を除き非開示情報とされている。

本件処分において開示しない部分としている「開示しない部分①及び開示しない部分③」の個人名を除く部分については、条例第7条第2号本文に規定する個人情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）に該当すると考えられ、また、同号イからハまでのいずれにも該当しないため、非開示情報として開示しない部分としたものである。

#### 2 開示しない部分④について

条例第7条第5号によると、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、非開示情報とされている。

本件処分において開示しない部分としている「開示しない部分④」は、当該文書を作成した時点では不確定な情報であり、文書を作成した職員の個人的な意見である。その情報を県民に開示することは、方針等を定める上で率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

なお、審査請求人は、「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなど全ての懸念は皆無である」と主張するが、実施機関としては、例えば平成27年6月5日、10日あるいは12日の協議記録における今後の方針又は今後の対応（案）では、関係機関と協議した内容が含まれ、これが開示されれば、関係機関同士の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれると考えている。

また、平成28年6月30日の協議記録には、当時の県担当者への聞き取り等の内容が書かれているので、この部分についても県の機関内部における協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる情報に該当すると考えている。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、文書1、文書2及び文書3である。

### 2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

#### (1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

#### (2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

- イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

(3) 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）の規定について

条例第7条第5号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とすることを定めている。

3 本件対象公文書の特定の適正性及び非開示とした情報の条例該当性について

実施機関が行った本件対象公文書の特定が適正かどうか、及び一部非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否かについて、具体的に検討する。

(1) 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、「何回か開示請求を行っているが、その中の最初の頃のものが開示されていない。審査請求人の名前で開示請求したのは平成26年10月だが、それ以前に他の者と開示請求を行っている。」と主張する。

審査会で確認したところ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇組合に関する開示請求書及び開示請求に関する対応記録は、平成26年10月以前にも存在することは確認できたが、文書の記載内容からは審査請求人が関わったものと特定することはできなかった。したがって、実施機関が行った本件開示請求に係る公文書の特定について誤りがあるとは認められない。

(2) 非開示とした情報の条例該当性について

ア 文書1について

実施機関は、文書1のうち個人名を除き開示しないとした部分は、個人の住所及び電話番号であり、条例第7条第2号に該当すると説明する。

審査会で見分したところ、文書1において、個人の名称を除き、開示されていない部分は、個人の住所（郵便番号を含む。）及び電話番号並びに法人の住所（郵便番号を含む。）、名称、代表者名及び電話番号である。これらのうち、個人の住所（郵便番号を含む。）及び電話番号については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号に該当する。

なお、法人の住所（郵便番号を含む。）、名称、代表者名及び電話番号については、条例第7条第2号に該当するとは認められないが、当該部分は、法人の社会的活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事

業運営上の地位が損なわれると認められることから、同条第3号に該当する。

イ 文書2について

実施機関は、文書2において、開示しないとした部分は、個人名であり、条例第7条第2号に該当すると説明する。

審査会で見分したところ、文書2において、個人の名称を除き、開示されていない部分は、法人の名称及び代表者名である。これらの情報については、条例第7条第2号に該当するとは認められないが、当該部分は、法人の社会的活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、同条第3号に該当する。

ウ 文書3について

実施機関は、文書3において、個人名を除き、開示しないとした部分は、「特定の個人を識別できる情報」及び「環境課内部の協議記録」であり、「特定の個人を識別できる情報」とした部分については、条例第7条第2号に、「環境課内部の協議記録」とした部分については、条例第7条第5号に該当すると説明する。

審査会で見分したところ、「特定の個人を識別できる情報」として開示しないとした部分は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、条例第7条第2号に該当する。

次に「環境課内部の協議記録」として開示しないとした部分は、文書3のうち平成27年6月5日の協議記録中の「今後の方針」及び「開示内容(案)」、6月8日の「協議メモ」、6月10日及び12日の協議記録中の「今後の対応(案)」並びに6月30日の協議記録中の「聞き取り」及び「まとめ」における記述である。これらのうち、「今後の方針」及び「開示内容(案)」の記述並びに「協議メモ」中の協議内容に係る記述を除く部分については、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまでは言えず、条例第7条第5号に該当するとは認められない。ただし、「今後の方針」の記述中の個人に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、条例第7条第2号に該当する。

また、「協議メモ」中の協議内容及び「今後の対応(案)」については、関係機関との協議又は実施機関内部での検討に関する情報であり、公にすることにより、今後、関係機関同士の信頼関係や実施機関内部での率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

そして、「聞き取り」及び「まとめ」の記述については、当時の担当職員からの聞き取った内容が記載されており、県の機関内部における協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。

#### 4 結論

以上により、実施機関が本件処分において開示しないこととした部分のうち、別紙において、審査会が開示すべきと判断した部分については、開示すべきであるが、そ

の余の決定は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月18日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年11月8日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成28年12月2日 (審査会第2回目)	実施機関及び審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
平成29年1月20日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成29年2月15日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成29年3月3日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。

請求のあった公文書	公文書中の開示すべき部分
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇組合に係る開示請求について(平成27年6月5日)	「5 今後の方針」の1行目5文字目から12文字目までを除く部分
	「6 開示内容(案)」の記述
協議メモ(平成27年6月8日)	題名、「1 日時」、「2 相手方」及び「3 対応者」の記述